



乾杯を
もっとおいしく。

2020年2月12日

NEWS RELEASE

サッポロビール株式会社

酒税に係る取消請求訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、『「サッポロ 極ZERO（リキュール（発泡性）①）（以下「旧極ZERO」といいます。）」の酒税に係る「更正すべき理由がない旨の通知処分」取消請求訴訟』（以下「本訴訟」といいます。）の第1審判決について、平成31年（2019年）2月18日に東京高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、本日、東京高等裁判所より判決が言い渡されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決言渡しのあった裁判所および年月日
東京高等裁判所
令和2年（2020年）2月12日

2. 訴訟の内容と経緯

当社は、旧極ZEROに係る酒税について、税率適用区分を発泡性酒類の基本税率として、自主的に修正申告等を行いました。その後、改めて、旧極ZEROが「リキュール（発泡性①）」の税率適用区分に該当すると判断し、所轄税務署長に対し更正の請求を行いました。これに対して、同税務署長より「更正すべき理由がない旨の通知処分」がなされたため、当社は平成29年（2017年）4月、上記通知処分の取消しを求め、本訴訟を提起しました。平成31年（2019年）2月6日に当社の請求を棄却する第1審判決が言い渡されましたが、これに対し、当社は、平成31年（2019年）2月18日に東京高等裁判所に控訴を提起しておりました。

3. 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

4. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議のうえ決定いたします。

以上